

平成27年度健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

本町においては、全ての比率が早期健全化基準を超えていないことから、「健全団体」とと言えます。今後につきましても健全な財政運営に努めてまいります。

各比率について【家計に例えると…】

(1) 実質赤字比率 及び (5) 資金不足比率

一般的な家庭では、収入に応じて支出を切り詰め、赤字にならないように家計をやりくりしていると思います。ここでは、年収に対し赤字額がどのくらいか示します。赤字額の年収に占める割合を算出することにより、赤字の解消を図ったり、累積を防いだりするための指標です。

(2) 連結実質赤字比率

お母さんが管理している主会計のほか、家族全員の財布の中身を合計し、赤字の割合を示した指標です。やりくり上手なお母さんがいても、お父さんが投資で大損したり、子供たちが車を買って赤字が膨らんでいけば、やがては家族全体でカバーすることになり、主会計を圧迫します。家族全体の現状を知り、全体の赤字額にて計算します。

(3) 実質公債費比率

年収に対するローン返済額の割合にあたり、借金が適正であるかを判断する指標です。住宅ローンなどが主ですが、子供のカーローンに対する補助など、家族のローン返済に対してお金を融通している場合は、合計し計算します。

(4) 将来負担比率

住宅ローンやカーローンの残高、連帯保証になっている親戚の借金など、今後支払う将来負担額の合計から、その支払に予定している預貯金を引いた残額の年収に対する割合です。この数値が高いと、将来こうした負担があることから、家計を圧迫する可能性が高いことになります。

茨城町の健全化判断比率 及び 資金不足比率

	H27決算	(参考) H26決算	本町の状況	
			早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	★ 13.88%	20%
(2) 連結実質赤字比率	—	—	★ 18.88%	30%
(3) 実質公債費比率	8.5	9.0	★ 25%	35%
(4) 将来負担比率	71.8	80.2	★ 350%	早期健全化団体
(5) 資金不足比率			健全団体	
上水道事業	—	—	★	
工業用水道事業	—	—	★	20%
農業集落排水事業	—	—	★	
公共下水道事業	—	—	★	

※(1)(2)(5)において赤字でない場合(=黒字)は、「—」で表示

健全財政 ←

→ 財政悪化

比率増減の主な理由

○実質公債費比率：減少した要因

- ・庁舎建設に係る地方債の償還終了による公債費の減
- ・普通交付税の増

○将来負担比率：減少した要因

- ・普通交付税の増額に伴う標準財政規模の増
- ・退職手当支給予定額のうち一般会計負担見込額の減